

昭和六二年六月一九日

法廷傍聴メモ規制に関する意見書

日本弁護士連合会

会長 北山六郎

当会は、申立人ローレンス・レベタ氏より傍聴メモ不許可に関する人権救済の申立をうけ、当会法廷委員
会に右申立事件の調査ならびにとるべき措置について諮問したところ、別添調査報告書の提出があったので
、理事会の議を経て、右報告書を当会の意見とする。

調 査 報 告 出 口 書

昭和五九年三月五日付 日弁連諮問第三号ローレンス・レベタ氏よりの傍聴メモ不許可に関する人権救済申立事件につき、当委員会は以下のとおり調査し、申立事件およびこれに関連する一般的な傍聴人のメモの規制についての調査結果及び意見を報告する。

昭和六二年三月二〇日

日本弁護士連合会法廷委員会

委員長 原 後 山 治

日本弁護士連合会

会長 北 山 六 郎 殿

第一 申立の趣旨及び理由

一、申立の趣旨

申立人ローレンス・レベタは、昭和五七年一〇月以降、東京地方裁判所刑事第二〇部に係属中の被告人加藤 晶に対する所得税法違反被告事件を傍聴し、傍聴に際し裁判所にメモをとることの許可を求めたが、不許可となった。よって、裁判所の右不許可につき、適切な措置を講ずることを求める。

二、申立の理由

申立人は、アメリカ合衆国ワシントン州の弁護士資格を有し、昭和五四年秋に来日し、昭和五八年から財団法人国際交流基金の特別研究員として日本における証券市場及びその法的規則の研究に従事してきたところ、昭和五七年一〇月以降、右研究の一環として、東京地方裁判所刑事第二〇部に係属していた被告人加藤 晶に対する所得税法違

反被告事件（いわゆる誠備事件）を傍聴し、傍聴に際し、昭和五八年七月八日の公判期日から同六〇年三月二二日の判決言渡期日まで三回の公判期日について、裁判所にメモをとることの許可を求めたが、いずれも不許可となった。

傍聴人が法廷において公判手続につきメモをとる権利は、憲法二一条、同八二条によって保障されている法廷を傍聴する権利に包含され、合理的理由がなければこれを制限できないものであるところ、右不許可には合理的理由が存しないので、憲法に違反する。

よって、適切な救済措置を講ずることを求める。

第二 調査の経緯

当委員会は、昭和五九年三月五日付で右申立事件につき諮問をうけたが、この個別的救済を検討するとともに、一般的に傍聴人のメモについて裁判所がいかなる対応をとっているかを調査し、傍聴人のメモ

という問題を通して、裁判の公開の实质をいかに保障していくかという一般的な問題についても、検討することとした。

当委員会は、全体委員会一八回、小委員会三回の他、シンポジウム「裁判の公開を考える——傍聴人のメモ禁止をめぐって」⁽¹⁾、「裁判官の経験を有する弁護士を対象とした『傍聴人のメモ』に関するアンケート」調査⁽²⁾、「法廷傍聴規制の实態に関する各国アンケート」調査⁽³⁾、全弁護士を対象とした「法廷における一般の傍聴人のメモに関するアンケート」調査⁽⁴⁾を実施して、傍聴人のメモに関する実態を調査した上右問題につき検討を加えた⁽⁵⁾。

第三 調査検討の結果

一、傍聴人のメモ規制の实態

1 申立人の場合

当委員会の調査によれば、以下の事実が認められる。

申立人は、昭和五七年一〇月以降、東京地方裁判所刑事第二〇部に係属中の被告人加藤 晶に対する所得税法違反被告事件を傍聴し、傍聴に際し昭和五八年七月七日の公判期日から同六〇年三月二二日の判決言渡期日まで三三回の公判期日について、裁判所にメモをとることの許可を求めたが、いずれも不許可となった。

申立人は、昭和五八年一月一八日以降の公判期日については、メモをとることが一括して不許可とされたが、メモをとることが許されなかった公判期日の中には、論告、弁論、判決言渡期日も含まれていたことに、特に留意する必要がある。

2 傍聴人のメモについての一般的な裁判所の対応

東京地方裁判所他多数の地方裁判所において、法廷の入口に「許可を受けないで撮影したり、メモを取ったり、録音、放送をしないこと」とメモの禁止を表示する掲示があり、裁判所は、一般的に傍

聴人のメモを裁判所の許可にかからしめている。

そして、当委員会が行った前記「裁判官の経験を有する弁護士を対象とした『傍聴人のメモ』に関するアンケート」及び「法廷における一般の傍聴人のメモに関するアンケート」によると、日本の裁判所は、傍聴人のメモについて制限的立場をとっており、傍聴人のメモについてこれを黙認している例は相当数見受けられるもの、明示的に許可する事例というのは少ない⁽⁷⁾。⁽⁸⁾

3 メモ規制の根拠

このように、裁判所は、一般的には傍聴人のメモを許していないが、刑事訴訟法、同規則、民事訴訟法、同規則、裁判所法、裁判所傍聴規則等諸法令において、法廷における傍聴人のメモを直接規制する根拠となるものはない（刑事訴訟規則二一五条は、公判廷における写真の撮影、録音または放送は、裁判長の許可を得なければで

きない、と規定し、また民事訴訟規則一一条は、法廷における写真の撮影、速記、録音または放送については裁判長の許可を得なければすることができない、と規定しているが、これらの規則の対象からメモが除外されていることに留意すべきである）。

したがって、メモを規制する根拠となりうるのは、一般的な訴訟指揮権ないし法廷警察権（裁判所法七一条）ということになる。そして裁判所が、傍聴人のメモを原則として禁止するのは、「（憲法八二条一項にいう）『公開』とは、公判期日における手続きを何人の傍聴も許す状態で行うということであって、これ以上のものでない。したがって、傍聴人は、傍聴施設等物理的障害がない限り、希望するときは裁判を直接見聞できる。場合によってはそれを記憶して人につたえることも自由であるけれども、その記憶を固定させるためにメモをとるということまでは、当然の傍聴人の権利の内容として

含まれるものではない。そういうことで、あと、これを許すかどうかということはちまらば裁判所の裁量に係る」という見解⁽⁹⁾に基づくものと考えられる。

なお、戦前の旧憲法下においても、法廷は公開されていたが（大日本帝国憲法五九条）、傍聴人にメモをとる権利は与えられていなかった⁽¹¹⁾。

4 傍聴人がメモをとることの意義

しかしながら、諸外国の裁判制度をみても、公開法廷における傍聴とメモを切り離し、傍聴は許すがメモは許さないという制度は、ごく少数の例外を除いて存在しない⁽¹²⁾。すなわち、裁判が公開されていれば、傍聴人がメモをとることができることは当然のこととされている。

また、わが国の裁判所以外の国家機関についてみても、会議の公

開が憲法上規定されている国会においては、傍聴人のメモを規制する法令はなく、現実に傍聴人はメモをとることが認められている。

「メモをとる」という行為は、人間が見聞した事象を記憶するために用いる最も自然なそして常識的な手段である。しかも、行為の態様としても、写真、録音、放送等と比べて最も控え目な行為である。このような「メモをとる」という行為につき、ほんとうに「傍聴人にはなんら権利がなく、もっぱら裁判所の裁量に係る」といえるのか、以下、理論的側面及びメモを許すことによりいかなる弊害が生じるのかという実体的側面の両面から、逐次検討してみる。

二、傍聴人のメモの自由

1 「裁判の公開」の視点

憲法八二条一項は「裁判の対言及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と定め、裁判の公開を保障している。憲法が、被告人、訴訟関

係人に限らず、広く国民に対し裁判の公開を保障している趣旨とい
うのは、国民に裁判を自由に傍聴させて、国民の監視、批判によつ
て、公正な裁判を確保しようとするところにある。被告人、その他訴
訟関係人が裁判の非公開を望んでも、正当な理由のない限り、非公
開とすることは許され⁽⁴⁾ない。

したがって、このような公開法廷において、国民は、傍聴の権利
と自由を有するのである。そしてわが国の憲法においては、国民の
自由権の保障がその中核をなしていることに鑑みると、公開法廷に
おいて、傍聴人である国民は、「公正な裁判」を妨げ、被告人その
他訴訟関係人の「公正な裁判」を受け⁽⁴⁾る権利を害しない限り、一般
的活動の自由を有するといえる。その中に、メモをする自由も当然
に含まれる。しかも、現実に裁判を傍聴しうる者はその数において
限界があることを考えるならば、法廷で見聞した事象を記憶するた

めの傍聴人のメモ行為は、法廷での正確な情報を、傍聴人以外の国民に広く伝達し、国民が裁判手続を監視、批判できるようにする手段であつて、まさに裁判の公開の實質を保障する行為といふべきである。すなわち、裁判の公開の原則から、傍聴の自由とメモの自由を切り離して考えることはできず、傍聴人のメモの自由は、裁判の公開原則に基づき、そこから当然に導き出される権利といふことができる。

2 「表現の自由」の視点

さらに、傍聴人のメモの自由は、これを表現の自由の一形態ととらえることができる。憲法二一条は、「集会、結社及び言論出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定しているが、表現の自由の意義に関して、最高裁昭和五八年六月二二日大法廷判決（民集三七卷五号七九三頁）は、「およそ各人が、自由に、さまざま

まな意見、知識、情報に接し、これを撰取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである。それゆえ、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法一九条の規定や、表現の自由を保障した憲法二一条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところであり、また、すべて国民は個人として尊重される旨を定めた憲法一三条の規定の趣旨に沿うゆえんでもあると考えられる」と判示している。

この判示からも明らかのように、表現の自由の具体的内容は、情

報化社会の発展にともない、思想の送り手と受け手が分離しているという状況に対応して、受け手の自由の保障として深化、補充されており、受け手の自由としての「知る権利」は、憲法二一条の表現の自由の一形態として保障されるべきものである。そして、国民が公開法廷という国家机关における公開の場所において見聞した事象をメモすることは、当該事象を正確に理解し、その内容を他に伝えるために不可欠のものである。したがって、それは、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保を实效あらしめるものであり、その意味でまさに、メモの自由は表現の自由の一形態ということができるといえる。

このことは、わが国で発効している市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、国際人権規約B規約という）一九条二項において「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利

には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考
えを求め、受け及び伝える自由を含む」としているところからも裏
づけられる。

したがって、傍聴人が公開法廷においてメモをとる自由は、憲法
二一条一項、国際人權規約B規約一九条二項で保障された表現の自
由に含まれるものである⁽¹⁷⁾。

3 傍聴人のメモの自由は憲法上保障される

以上のとおり、傍聴人のメモの自由は、憲法八二条の規定する「
裁判の公開」原則及び憲法二一条の規定する表現の自由の一形態で
ある「知る権利」によって保障される権利といふべきである。した
がって、合理的理由のない限り、単なる裁判所の裁量によってはこ
れを制限することはできないと解すべきである。

三、メモ禁止の合理性の有無

以上、傍聴人のメモの自由は、憲法上の権利としてとらえるべきであり、現実には、傍聴人にはメモをとる必要性が存すると考えられるが、一方、傍聴人がメモをとることによって實際上裁判においてどのような影響があるのか、一般的にメモを許さないという取扱いに合理性があるのか、の点を実態をふまえて検討してみる。

1 メモを許すことの弊害

メモを許すことによる弊害として、通常、次の四点が挙げられる。⁽¹⁹⁾
第一に、証人、被告人等が、その供述等を傍聴人特に敵対関係にある傍聴人に記録されることを意識し、その供述をためらうなど心理的に動揺することがあること、⁽²⁰⁾
第二に、メモされた記録が、訴訟外で公表されて、被告人、証人等訴訟関係人が不当な不利益を受け⁽²¹⁾
(例えば第三者が証言を理由として証人を威迫する等)、ひいては

裁判の公正な進行が妨げられるおそれがあること、第三に、メモによつて、不正確な裁判の内容が伝えられ、訴訟関係人が迷惑を蒙る可能性があること、第四に、一齊に傍聴人がメモをとると、法廷の静穏が害されること、の四点である。

第一点について、裁判が公開の法廷で行われるかぎり、傍聴人の前で供述がなされるものであり、その場合に被告人、証人等の訴訟関係人が傍聴人の存在によつて何らかの心理的影響を受けることは当然予想される。しかし、傍聴人の存在による影響とは別に、傍聴人がメモをとることによつて、訴訟関係人の供述に対して、不当な影響が生ずると想定することには、疑問がある。すなわち、傍聴人のメモが特別な影響を加重するとは通常考え難い。仮に、傍聴人のメモが特別な影響を与えると考えられる例外的な場合があるとすれば、それは特定の傍聴人の場合と考えられるから、その傍聴人のメ

モを、当該供述者の供述の間だけ禁止するという措置をとればたりる。したがって、個別、具体的判断なしに、特定の傍聴人に限らずすべての傍聴人のメモを一般的に禁止することは、不当であり、許されるべきではない。

第二点について、この点も、傍聴と切り離してメモを許すことによる独自の弊害であるといえるのかは、疑問であり（閉廷直後にメモを作成し公表する場合と効果においてさほど差異はない）、しかも、裁判所は一定の報道関係者についてはメモをとることを許可し、その内容が公表されているので、傍聴人のメモのみを禁止しても公表を抑止する目的は達せられない。

第三点について、メモを禁止することによって正確な裁判内容が伝えられることにはならず、メモによつたほうがむしろ正確になるといえる。すなわち、メモを禁止することによつては、不正確な裁

判内容の伝達による訴訟関係人の迷惑を防ぐという目的を達成することはできない⁽²²⁾。

第四点について、通常の傍聴人のメモが法廷の静穏を害するといふことはない。仮に、一斉にメモを開始することにより騒音が生じたような場合は、静かにメモをとるよう注意すれば足りることであつて、メモを禁止する理由とはなりえない。

以上のように、傍聴人のメモを一般的に禁止する論拠なるものがきわめて薄弱であることがわかる⁽²³⁾。当委員会が行つた「法廷における一般の傍聴人のメモに関するアンケート」によると、裁判所が傍聴人のメモを黙認している実例が存するが⁽²⁴⁾、これについて弊害があることが報告されていない以上、右はメモを許しても弊害が生じないことを実証的に示しているもの⁽²⁵⁾といえよう。

なお、この点につき、「証人が周辺からの心理的影響ないし圧迫

にわずらわされることなく、自由かつ冷静な平常心をもち、自己の体験事実をありのまま証言できるような雰囲気づくりをすることが裁判所の職責である。このような見地から法廷における傍聴人のメモの許否についても当該裁判所の広い裁量を与えられて然るべきである」とする見解がある。この見解は、裁判における眞実発見という目的との関連で十分考慮に値する見解⁽²⁶⁾である。

しかし、右見解をつきつめると、証人への心理的影響を配慮することあまり、傍聴自体の可否についても裁判所の広い裁量を認めることになり、ひいては、裁判の公開の否定にまで至りかねない。先へのべたように、わが国の憲法においては、国民の監視と批判の下に裁判手続を行うことが要請されているのであるから、裁判を公開し、国民の傍聴を認める制度を前提としたうえで、眞実発見のために最善の方策が考えられねばならない。したがって、このような裁判を

監視する国民の権利の視点を抜きにして、抽象的な「審理への影響のおそれ」ということだけから、裁判所の広い裁量を認めることは許されない。裁判所は、国民による監視、批判に堪えうるような裁判手続をなす職責をも負っているものであり、このような裁判手続こそが結局は眞実発見につながるということが出来る。

2 傍聴の自由とメモの自由は切り離せない

このように、メモが裁判において實際上どのような影響をあたえるかを検討してみると、傍聴とメモを切り離し、傍聴は許すがメモは禁止するということに、合理的理由がないことがわかる。

刑事訴訟規則二一五条、民事訴訟規則一一條においては、写真撮影、録音、放送等については裁判所・裁判長の許可にかからせているにかかわらず、メモについては許可の対象にはあげられておらず、また、裁判所傍聴規則においても、メモの規制を明示していない。

これは、メモには審理を妨害する性質があるとはみなさないことを示すものであり、メモを傍聴から切り離して規制する合理的理由のないことを認めているからにはほかならないと解される⁽²⁷⁾。

したがって、裁判所の訴訟指揮権ないし法廷警察権に基づく自由裁量権の名のもとに、メモを一般的に禁止することは許されないものといわなければならない。現在の裁判所が、メモの一般的禁止を当然のこととしているのは、法廷の⁽²⁸⁾尊厳を絶対視し、メモの自由という観念を許さなかった戦前の考え方をそのまま引継いだものといえる。

このような、法廷を密室化する⁽²⁹⁾考え方は、裁判所を国民から遠ざける結果につながるというべきである。

四、結語

以上検討したように、傍聴人のメモの自由が憲法上保障された権利

であること、また現実にメモを許してもその弊害というものはほとんど考えられないこと、傍聴とメモを切り離して考えることに合理的理由がないこと、⁽³⁰⁾からすれば、⁽³¹⁾法廷における傍聴人のメモは原則として自由とすべきである。

ただ、個々の裁判の特殊性を考慮すると、適正な裁判の進行と眞実発見の要請のために、傍聴は許すが傍聴人のメモはこれを禁止する必要があると例外的に判断される場合（そのような場合を具体的に想定することはまことに困難であるが）には、メモを禁止してよいが、その場合でも、当該裁判所は、基本的に傍聴人のメモの自由という原則を尊重し、個々具体的に、被告人その他訴訟関係人の意思をも尊重した上で、必要最小限の範囲でメモの禁止の措置をとるべきである。

第四 当委員会の意見

当委員会は、以上の調査結果に基づき、次のとおり、申立事件およ

びこれに関連する一般的な傍聴人のメモの規制について意見を述べる。
一、申立事件について

申立人は、外国人であるが、憲法上の権利の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶべきであるから、⁽³²⁾法廷においてメモをとる権利は、申立人においても保障されるべきである。

そして、申立人は、アメリカ合衆国ワシントン州の弁護士資格を有し、国際交流基金の特別研究員として証券法に関する研究をしている者であるが、その研究の対象として本件所得税法違反被告事件を選び、法廷の傍聴をしていたものであるから、その傍聴について申立人のメモを認めても、なんら本件公判に悪影響が生じるとは考えられない。したがって、申立人のメモを禁止する合理的理由は存しないと認められる。しかるに、東京地方裁判所刑事第二〇部は、申立人のメモ許可

申請に対して、その公判期日が証人尋問、被告人質問の行われる期日であるか、または、審理に悪影響を与えるおそれのない論告、弁論、判決言渡期日であるかにかかわりなく、すべての公判期日につき、理由を示すことなく不許可にしたのである。

このような措置は、傍聴人のメモの自由を全面的に否定するものであつて違憲の疑いが濃い。

二、一般的な傍聴人のメモの規制について

1 基本的見解

傍聴人が法廷においてメモをとることは、憲法上保障された権利であり、原則的に自由と解すべきである。したがって、現在の、メモを一般的に許さないという裁判所の取り扱いを改め、傍聴人のメモは合理的理由のない限り規制しないという、憲法の趣旨に則った取り扱いをすべきである。

2 統一的な揭示の撤去

傍聴人が法廷においてメモをとることは、原則的に自由と解すべきであり、傍聴人のメモを禁止できると判断する場合でも、その判断は各裁判所が個別具体的になすべきものである。この観点からみると、現に、東京地方裁判所他多数の裁判所において、法廷の入口に「許可を受けないでメモをとらないこと」と統一的に揭示している注意書は、傍聴人のメモの自由を予め制限し、また、個々の裁判所のメモの許否についての権限を、包括的に司法行政措置によって制約するものといわなければならない⁽³³⁾。したがって、このような揭示は、すみやかに撤去されるべきである。

三、結語論

以上の当委員会の意見につき、申立事件に関しては、既に事件が終了しているので救済措置を講じる余地はないが、一般的な傍聴人のメ

その規制に関しては、日本弁護士連合会において当委員会の意見を採
用され、裁判所側に対し適切な措置をとることを求めるものである。

以 上

注

(1) 昭和六〇年九月二五日開催 シンポジウム報告については「自由と正義」一九八六年二月号（以下、単に「自由と正義」という）二五頁以下のとおり。

(2) アンケート調査結果要約（詳細は「自由と正義」七八頁以下）

調査対象 元裁判官 九六五名

回答数 三〇四通

一、法廷における傍聴人のメモについて、どのようにお考えで

すか。

① 全面的に禁止すべきである。

一三一通

② 原則として禁止すべきだが、一定の場合には自由とすべきである。

五六通

③ 原則として自由とすべきだが、一定の場合には禁止すべきである。

六〇通

④ 全面的に自由とすべきである。

五四通

二、法廷における傍聴人のメモを制限する合理的理由は何でしようか（複数可）。

① 証人、被告人等がメモを取られることによって心理的影響を受け、自由な証言等ができなくなる。

一六四通

② メモが公表されると、証人、被告人等が名誉毀損、証人威迫等不当な不利益を受けるおそれがある。

一四三通

③ 傍聴人が一斉にメモを取ると法廷内の静謐が害され、審理の妨げになる。 一〇五通

④ 傍聴人にメモを許すと裁判の内容が誤って伝えられ、訴訟関係者が多大な迷惑をこうむる可能性がある。一六一通

⑤ 傍聴人はメモを取る必要が乏しいので、これを禁止しても傍聴人にたいした不利益はない。 八五通

三、御自身は傍聴人のメモについてどのような態度をとられましたか。

① メモを許可したことがない。 一三六通

② メモ許可に関し問題になったこともないし、これに関し訴訟指揮したこともない。 六五通

③ メモを許可したことがある。 三三通

④ 黙認もしくは放置していた。 四一通

(3) アンケート調査結果の要約（詳細については「自由と正義」
八二頁以下）

実施期間	調査対象	回答数
昭和六〇年八月〜十一月	欧州一五、北米二、アジア三、オセアニア一の計二一カ国の代表的 弁護士会又はその他の法曹団体	欧州一（イングランド、スコットランド、北アイルランド、アイ ルランド、オランダ、ベルギー、 スイス、ギリシャ、西ドイツ、ノ ルウェー、デンマーク）、アメリ カ一五州、オーストラリア、韓国、 香港

一、公開裁判傍聴の間に傍聴人が手書きのメモをとり又はペンと紙によりその他の筆記をすることを禁止する法律上又は実務上の何らかの制限がありますか。

① 有 五（アメリカ・ロードアイランド州、アメリカ

カ・ミシガン州、イギリス、北アイルランド、オーストラリア、韓国）

② 無 二四

二、もしそのような制限がありましたら、簡単にお書き下さい。

* 原則禁止・裁判所の許可必要（アメリカ・ロードアイランド州）

* 手続（及び陪審員）混乱の場合禁止可（アメリカ・ミシガン州）

* 法文上はないが、実務上は裁判官により禁止されること

がある。(イギリス・北アイルランド)

* 法文上はないが実務上はあり。裁判官にメモ禁止の裁量権がある。(オーストラリア)

* 法文上はないが、裁判官はメモ採取を見つければ禁止する。(韓国)

三、貴国(州)の裁判所において、公開裁判手続の間に傍聴人がメモを取ることを禁止し又はこれを制限するような一定の態度が存しますか。

① 有 六(一に加え、香港)

② 無 二一

③ 無回答 二

四、もしそのような一定の態度が存しましたら、その基礎をなす理由とともに簡単に書き下さい。

* メモの悪用の危険がある。禁止に従わない場合は法廷侮辱罪を構成（イギリス・北アイルランド）

* 裁判所による禁止は稀（オーストラリア）

* 裁判官によっては、傍聴人のメモを嫌い、禁止する場合があります。（香港）

(4) アンケート調査結果は以下のとおり

「法廷における一般の傍聴人のメモに関するアンケート」結果

実施期間 昭和六一年四月～七月

調査対象 全会員 一三一五八名

回答数 一三五五通

一、法廷で一般の傍聴人（当事者や報道関係者でない傍聴人、以下同じ）がメモをとるのを見たとありますか。

① 有 一〇四六通

② 無 二六八通

二、一で「有」と答えた方、その傍聴人は、そのままメモをとることができましたか（複数選択可）。

① 制止された 九五〇通

② メモをとることができた 三一八通

三、二で「制止された」と答えた方、誰に制止されたのですか（複数選択可）。

① 廷吏 六四三通

② 書記官 一一三通

③ 裁判官 五三〇通

④ その他（代理人等） 一八通

四、二で「メモをとることができた」と答えた方、メモはどうしてとることができたのですか（複数選択可）。

① 裁判所が明示的に許可した

二七通

② 裁判所が黙認した

二九四通

五、四で「裁判所が明示的に許可した」と答えた方、どのような場合か具体的に記載して下さい。

(1) 民事

被告の夫

医療過誤事件で被告の製薬会社の担当者

記者クラブに加盟していない報道関係者等

(2) 刑事

労働刑事事件で労働組合の組合員

事件支援者

学生（裁判官が、被告人のプライバシーを傷つけないよ

う注意した上で）等

六、法廷における傍聴人のメモ禁止について、どのように考えますか

① 全面的に禁止すべきである。一二九通（九・九％）

② 原則として禁止すべきだが、一定の場合には自由とすべきである。二七一通（二〇・九％）

③ 原則として自由とすべきであるが、一定の場合には禁止すべきである。五一三通（三九・六％）

④ 全面的に自由とすべきである。三八三通（二九・六％）

(5) なお、昭和六〇年一月二七日付で申立人片桐悦子から大阪弁護士会宛に、大阪簡易裁判所刑事二係に係属中の軽犯罪法違反被告事件の法廷において申立人がメモをとることを禁止されたことにつき救済申立がなされた。問題は同様であるが、大阪弁護士会は、右申立事件につき、同六二年二月四日付で「法

廷におけるメモの問題は、公開法廷における傍聴行為の一部と考えられる。したがって傍聴人のメモは原則として自由に認められるべきであり、裁判長の訴訟指揮としての制限も明白な合理的理由のある場合に限られるべきである。」との見解をまとめ「法廷傍聴におけるメモ問題に関する要望書」を大阪地方裁判所所長、大阪高等裁判所所長宛提出した。

(6) 「メモ等の制限に関する第二東京弁護士会のアンケート調査結果について」(「自由と正義」五五頁)

一、東京地裁の法廷入口通路壁面には「傍聴についての注意」として左の内容の掲示板が掛けられている。

1、服装を整え、鉢巻き・ゼッケン・たすき・腕章その他これらに類する物を着用しないこと

2、大きな荷物、危険物、棒、旗、ヘルメット、ピラその他

裁判長又は裁判所職員から禁止された物を持ち込まないこと
と

3、許可を受けないで撮影をしたり、メモを取ったり、録音・放送をしないこと

4、静粛にし、拍手など騒がしい言動をしないこと

5、新聞や本を読むなど不体裁な行為をしないこと

6、開廷中はみだりに自分の席を離れないこと

7、その他裁判長の命令及び裁判長の名を受けた裁判所職員
の指示に従うこと

以上のことに違反した者は、退廷を命ぜられ又は処罰される
ことがあります。
東京地方裁判所

二、全国各地方裁判所における「傍聴についての注意」の類に
つき調査するため、一九八五年七月一日、全国各弁護士会に

宛ててその所属する地方の地方裁判所について照会を行った。
その結果は左のとおりである。

照会した弁護士会数 四九会

回答のよせられた弁護士会数 三四会

回答の内訳

「傍聴についての注意」の有無

有 三三

不明 一

(誤って庁舎入口の注意についての回答がよせられた)

回答に上げられている地裁の数

(支部を含む) 四五

メモ禁止が明記されているもの 三〇

(そのうち東京地方裁判所の記載と同一ないしほとんど

同じという回答 五)

メモ禁止はないが速記禁止が明記

されているもの

一

メモ禁止の表示がないもの

一三

不明

一

(7) 前注(2)「裁判官の経験を有する弁護士を対象とした『傍聴人のメモ』に関するアンケート」調査結果三項参照。

(8) 前注(4)「法廷における一般の傍聴人のメモに関するアンケート」調査結果四項参照

なお、前注(4)三項によれば、廷吏がメモを規制する場合がございます。ことがわかる。一般傍聴人は廷吏に注意され、裁判所の許可を求めずまでもなく、メモを止めてしまう場合が多いと思われる。

(9) 小野幹雄最高裁判所長官代理者発言（第九四会衆議院法務委

員会議事録第三号一〇頁昭和五六年三月三日）

傍聴人のメモについて次のように発言している。

「傍聴人のメモを禁止するということにつきまして、いろいろ投書があったりあるいは御批判があるということは十分承知いたしております。この傍聴人のメモを禁止するかどうかといえますことは、それぞれの事件を担当する裁判所の訴訟指揮権、狭い意味での法廷警察権に属すること、それぞれの裁判所がそれぞれのお考えでやっておられることというふうに考えます。

その一般的な根拠につきましては、必ずしも私どもは把握しておりませんが、一般的に言われておりますことは、これは上級審ではございません、下級審、地裁の裁判例にもございませぬが、憲法八二条一項の『裁判の對審及び判決は、公開法廷でこ

れを行ふ。』という規定は裁判の公開を保障しておりますが、ここに言う『公開』とは、公判期日における手続を何人の傍聴も許す状態で行うということであつて、これ以上のものではない。したがつて、傍聴人は、傍聴施設等物理的障害がない限り、希望するときは裁判を直接見聞できる。場合によってはそれを記憶して人に伝えることも自由であるけれども、その記憶を固定させるためにメモをとるということまでは、当然の傍聴人の権利の内容として含まれるものではないのだ。そういうことで、あと、この許すかどうかということはもっぱら裁判所の裁量に係ることなのだ。現在のところこれはいろいろな扱いがございまして、場合によっては許しているところもあるようでございますが、大多数は投書なんかにもございますように禁止しているところが多いというふうに考えます。

ただ、いわゆる報道関係者、記者の方に対しましては、報道の自由あるいは報道の公共性というような観点からこれは尊重すべきであるということ、包括的にその方々に対してはお許ししている、こういうことだと思えます。

そのほかにいろいろな考えられる理由はございますが、各裁判所、どういう理由をとっているか必ずしも明らかでございませぬけれども、そのほかに言われているのは、たとえば証人というような方が、メモをとられているというようなことによつて非常にそれが気になるあるいは萎縮するということ、自由な発言ができなくなるおそれがあるとか、あるいはこれは具体的な事実としては私いま把握しておりませんが、そういうことをメモで詳しく書いていったということによつて証人が威迫されたり、そういうふうにご利用されたことがあるとか

ということも理由になっている、そういうようなことだと思います。」

(10) 同旨、福岡地決昭和四一年一〇月「刑事裁判月報」四卷一〇号一七五七頁。

レベタ氏がメモ不許可を違憲、違法として国家賠償請求を求めた第一審判決である東京地判昭和六二年二月一二日も憲法八二条の解釈については同旨。

(11) 元裁判官谷口茂栄氏は戦前は「傍聴人がメモをとるようなこととは無かったと思います。仮に傍聴人がメモを採り始めたとは仮定すれば、おそらく直ちに廷吏が止めさせたでしょう」と発言し、同じく元裁判官三井明氏も「戦前においては廷吏が傍聴人に対して大変厳しく、メモなどとれる雰囲気ではありませんでした」と発言している。(「自由と正義」七七頁)

(12) 角敬「裁判所構内（法廷を含む）における秩序についての欧米各国の実情」（最高裁判所事務総局在外研究報告第二一号）によると、欧米各国では西ドイツのケルン区裁判所を除き傍聴人が法廷でメモをとることが許されている。

(13) 前注(3)「法廷傍聴規制の実態に関する各国アンケート」調査結果（「自由と正義」八二頁以下）によると、アメリカ一五州、欧州一一カ国（イングランド、スコットランド、北アイルランド、アイルランド、オランダ、ベルギー、スイス、ギリシャ、西ドイツ、ノルウェー、デンマーク）、オーストラリア、韓国、香港のうち、アメリカのロードアイランド州が原則禁止、裁判所の許可制、ミシガン州が手続、陪審員が混乱する場合に禁止、北アイルランド、オーストラリア、香港が規制される場合あり、韓国が原則禁止、と回答しているが、それ以外は制限なしと回

答している。

⑭ 平野龍一「刑事訴訟法」(有斐閣・法律学全集 昭三三)一六五頁は、「公開裁判は、被告人の権利である。それだけでなく、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」。これは、公開裁判を、国民の権利として規定したものである。したがって被告人が公開の権利を放棄し、非公開を希望しても、非公開とすることは許されない。」とする。

⑮ 前記シンボジウム「裁判の公開を考える——傍聴人のメモ禁止をめぐって——」(前注(1)参照)において、作家佐野洋氏は、「原始人間は自由であった。∴傍聴の自由にメモが含まれるかというような議論があったんですが、私はむしろこれは逆の考えが成り立つんじゃないか。メモの自由というのは、そもそも人間にあるんじゃないか。そういうふうに考えてみたい」

と発言した（「自由と正義」二九頁）。この発言は、従来の「憲法八二条は一般傍聴人のメモの自由まで保障するものではない」というメモの一般的禁止を前提とした見解（前注(9)、(10)）に対する鋭い批判というべきであろう。

(10) 平野龍一 前掲「刑事訴訟法」一六六頁は「裁判が公開される以上、言語による報道は、報道の自由の原則の適用として当然に許され、裁判所は、これを禁止することはできない。その報道の準備活動も、法廷の秩序を乱さない限り、これを禁ずることはできない。報道関係者だけでなく一般の傍聴人についても同様で、裁判長は、法廷の秩序を乱さないかぎり傍聴人がノートをとることを禁止できない（不正確にノートされるおそれがあるという理由で禁止するのは不当である）。」とする。

宮澤俊義著 芦部信喜補訂「全訂日本国憲法」（日本評論社昭

五三〇六九六頁は「公開するとは、まず傍聴の自由を意味する。……傍聴の自由は、報道の自由を含む」とする。

(7) レベタ氏がメモ不許可を違憲、違法として国家賠償請求を求めた第一審判決である東京地判昭和六二年二月一二日は、憲法二一条と傍聴人のメモの自由につき「一般公衆に対して、裁判の内容につき認識する機会を与えることは裁判の適正を図るためのみならず、表現の自由を実質的に保障するものと考えられる」が、「憲法二一条の趣旨に基づき裁判の内容を認識する自由は、憲法上は、五官の作用により右内容を認識するための機会を付与することにより、必要かつ十分に充足されるものと解すべきである。」とし、「法廷におけるメモ行為は、右のような五官の作用による裁判内容の認識行為自体とは性格を異にし、認識した内容の一部をその場でノート等に記録することにより、

右認識内容を記憶し、のちにこれを表現する際の精度を高めるための補充行為と言うべきものであり、右のような裁判内容を認識する際の補充行為まで当然に憲法上保障されていると認めることはできない」と判示し、法廷においてメモをとる権利は憲法上保障されないとした。

しかしながら、「裁判の内容を認識する自由」が、なぜ、憲法上は、五官の作用により右内容を認識するための機会を付与することにより、必要かつ十分に充足されるといえるのか、明らかでない。傍聴人は、裁判の内容を正確に認識するには五官の作用だけでは不十分であるから、メモをとるのである。すなわち、ここでいう「認識」とは、単に表面的な認識にとどまらず「理解」でなければならぬ。見聞いたことを頭の中で整理し、メモをとるという作業を行うことにより認識が深まり正確

な理解となるのである。その意味で、メモをとることは、認識内容を記憶するための単なる「補充行為」ではなく、正確な「認識」を得るための不可欠の行為といわなければならない。

「知る権利」というものは、本文引用の最高裁判例が判示するように「民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を实效あらしめるために必要なのであり」、情報を五官の作用で感得し（具体的には見聞する）、これを記憶し理解してはじめて情報の自由な伝達の基礎にすることができるのであるから、メモをとって記憶し理解することは「知る権利」の本質的な部分といえる。

ⓧ アメリカにおいても、連邦最高裁は、一九八〇年七月二日、リッチモンド新聞社対バージニア州事件（Richmond Newspaper, Inc. v. Virginia, 448 U.S. 555）において、日本国憲法一一一

条にあたる連邦憲法修正一条は、公衆が裁判にアクセスする権利を保障する、と判示した。記録をとることは、アクセス行為の一環であるから法廷へのアクセス権の中にメモをとる権利は当然に含まれる。

(9) 香城敏彦「傍聴人の地位」(「公判法大系Ⅱ」(日本評論社昭五〇)三三四頁以下)は、速記、メモを禁止する理由と必要性について、「第一に、速記、メモは、程度の差こそあれ、録音する場合と同様の影響を訴訟関係者に及ぼすことである。証人、被告人等の関係人が、その供述等を傍聴人特に敵対関係にある傍聴人に記録されることを意識し、その供述をためらうなど心理的に動揺することがある。メモを許している法廷において、こうした理由で、弁護士、証人等からその禁止が要請されることも稀ではないのである。

第二に、録音の場合と同様、速記、メモされた記録が訴訟外で公表されて被告人、証人等の関係人が不当に不利益を受け、ひいては裁判の公正な進行が妨げられるおそれがあることも無視できない。法廷外で詳しい証言の速記録等の証拠が公表され、敵対関係にある者から被告人、証人らが糾弾された事例もなしとはしないのである。

第三に、傍聴人が一斉にメモをとることにより静穏が害されることも考慮してよいであろうとする。

(四) 佐々木史朗「訴訟指揮」(「現代刑罰法大系6」(日本評論社 昭五七)二五頁以下)は、「一般傍聴人が法廷でメモをとることは、それが如何なる目的に使用されるか不明であって、被告人・証人等が心理的な影響を受け、自由な供述を躊躇する虞れがあり、また、当該メモが不当に利用される虞れ——例え

ばそれをもとに証人を威迫するなど、あるいは証拠隠滅が図られるなど——もあるなどして裁判の公正を害する虞れがあり、また、メモを取らなくても、前記公開の趣旨からいつて傍聴の目的は達せられるものというべきことから、別個の対応が要請されるのであって、特に許可した場合以外は一般傍聴人の法廷内でのメモを禁止するのが実務の大勢のように思われる」とする。

(2) 前注(2)「裁判官の経験を有する弁護士を対象とした『傍聴人のメモ』に関するアンケート」調査結果二項参照

(3) メモは、場合によっては調書の不完全さをカバーすることもありうる。例えば、証人尋問をめぐって法廷が混乱した場合、混乱した部分の尋問や証言が調書において省略されることがあるが、それらの尋問や証言が、メモによって保存され、そのこ

とが事件の眞実を証明する手がかりとなることもある。

(23) 元裁判官近藤完爾氏は「法廷において傍聴人がメモをとること自体は、法廷内の静謐、平静な審理を妨げるものでないのが通常であって、大部分の民事、刑事事件においてメモを禁止すべきか否かを考慮することすら念頭に浮かばないのは当然である」とする。(「自由と正義」五七頁)

(24) 前注(4)「法廷における一般の傍聴人のメモに関するアンケート」調査結果四項参照 このアンケート結果から民事事件を中心に黙認例は相当数あるものと推定される。

(25) 元裁判官和田邦康氏は「私の長い裁判官の実務の経験からすると、傍聴人からメモをとることの許可の申請をされたことはないが、労働事件、行政事件などで二、三の傍聴人(利害関係人)が法廷でメモをとるのを黙認してきた。それがために、法

廷が混乱するとか、審理の妨げになったことは全くなかった」とする。(自由と正義五六頁)

(四) 元裁判官寺尾正二氏発言(「自由と正義」三五頁)

(五) この点は、最高裁判所事務総局編「裁判所法逐条解説」下巻三九頁が、「刑事訴訟法においては、公判廷における写真の撮影、録音または放送は、裁判所の許可を得なければ、これをすることができないこととなっている(刑訴規二一五)。法廷においてノートをとることは、特別の事情がないかぎり、裁判所の審理を妨げ、または法廷の威信を傷つけるとは考えられないので、通常の規制(裁判所法七一Ⅱ)に服させれば足りるとされたものである」とのべていることによつて裏づけられる。

(六) 前注(1)参照。

(七) 傍聴人のメモ禁止については裁判官からも疑問が提起されて

おり「当該傍聴人から制止の理由を問いただされた場合にその者を納得させるだけの説明をすることができ得るであろうか。いたずらに「法廷の尊厳」を提出すだけでは説明にならないと考える」とする（千葉裕「法廷における傍聴人のメモ作成について」判例タイムズ昭和四三年二二八号）。

傍聴する国民の側からも多数の疑問が提起されている（家永三郎「空文化する憲法の『裁判公開』」法律時報昭和五五年一〇月号、新堂幸司「裁判の傍聴」法学教室昭和五七年一二月号など）。

(2) 前注(2)「裁判官の経験を有する弁護士を対象とした『傍聴人のメモ』に関するアンケート」調査結果一項によると、回答した元裁判官の五六・五パーセントが傍聴人のメモについて「自由もしくは自由とすべき場合がある」と回答している。

(4) 前注(4)「法廷における一般の傍聴人のメモに関するアンケート」調査結果六項によると、回答した弁護士は九〇・一パーセントが傍聴人のメモについて「自由もしくは自由とすべき場合がある」と回答している。

(5) 最高裁昭和五三年一〇月四日大法廷判決（民集三二巻七号一二二三頁）。

(6) 元裁判官寺尾正二氏は「法廷の廊下に傍聴人心得ですか、そういうものがあって、メモという言葉が入っていると指摘されたわけですが、この点私はこういうふうに考えます。つまり、揭示は裁判機関たる個々の裁判所、担当の裁判官が揭示しているのであって、なにも司法行政官たる裁判所が揭示しているのではないんだと。こういうふうには言えないでしょうかと思えます。でないとおかしいので、司法行政官たる裁判所がそのよう

な揭示をすることはできないわけです。それにしても一般的にメモという言葉を入れるのはおかしいじゃないかという問題はなお残りますね。」と発言している。（「自由と正義」三五頁）

